

2011年4月25日

原子力災害対策本部 本部長
内閣総理大臣 菅 直人 様

日本生活協同組合連合会
会長 山下 俊史

福島第一原子力発電所事故にともなう放射性物質

による食品汚染問題に関する要請

3月11日に発生した東日本大震災は、地震と津波の影響で東北・北関東地方を中心に甚大な被害をもたらしました。全国の生協は、被災者のくらしを立て直すため全力を尽くし、物資や車両の提供、募金などにいち早く取り組み、生協事業の再開支援など、被災地支援を最優先とした活動を続けています。

今回の大震災とともに発生した福島第一原子力発電所の事故は、事故評価尺度レベル7と判断され、チェルノブイリ事故に匹敵する状況であると言われていいます。事故発生後、1ヶ月を経過した今でも、放射性物質の封じ込め・拡散防止は目途が立っておらず、農産物、原乳、魚介類において、規制値を超える放射性物質の検出が続いており、予断を許さない状況です。

日本生協連は食品に含まれる放射性物質について、政府が消費者・国民の疑問に真摯にこたえるよう、次の施策を求めます。

記

1. 食品の検査・モニタリング調査の強化

3月17日食品衛生法に基づく放射性物質の暫定規制値を設定しておよそ1ヶ月が経過し、1,600件を超える検査実績が報告されています。現在の検査・モニタリング調査が、どのような頻度、どのような地域で実施されているのか、対象品目はどのように決められているのか、各県における検査レベルはそろっているかなどの状況についての情報開示が不十分です。4月5日、政府は魚介類の暫定規制値を追加しましたが、この検査・モニタリング調査状況について情報開示が十分ではありません。このように、現在、実施されて

いる検査・モニタリング調査が、生産物の汚染状況を正しく把握するうえで、合理的で体系的に行われているのかどうかを判断するにも、データや情報がまだ少ないと考えます。

政府は、消費者・国民に対して現在実施されている食品の検査・モニタリング調査の合理性とその結果をわかりやすく説明すべきであると考えます。

2. 検査・モニタリング調査に基づく適切な出荷制限等の措置

上記の検査・モニタリング調査の結果をふまえ、暫定規制値を超える放射性物質が検出された産地・品目については、迅速な情報開示と出荷制限等の措置を適切にとることを要請します。

3. 消費者・国民に対する正確でわかりやすい情報提供の強化

政府は一般消費者を意識して、わかりやすい情報提供に努力すべきであると考えます。

食品安全委員会のQ&A、水産庁が掲載している魚介類についての質問・回答、農水省のよくあるご質問と回答（消費者向け）、WHO（世界保健機構）が日本の原発事故の影響による食品の安全性に関するコメント・Q&A集等等など、現在、政府機関が公開している情報が多すぎ、かつ、その内容のレベルに違いがあり過ぎると思われます。正確でわかりやすい情報を統一したポータルサイトなどに掲載するなど、情報を一元化してください。

消費者・国民に対して正確で、迅速かつタイムリーな情報提供をするため、必要に応じて、適切な専門家を登用したり、各地方での説明会を開催したりするなど、わかりやすいリスクコミュニケーションに努めることを要請します。

以上